

情報社会における倫理審査と 倫理審査委員会 3000 個問題

吉見 憲二^{1,a)}

受付日 2021年3月27日, 採録日 2021年9月9日

概要: 近年, 多くの大学で研究における倫理審査が導入されてきているが, 内輪での非公開の審査にとどまっており, 倫理面への配慮よりもアリバイ証明としての側面が強くなっているとの批判がある. 同時に, 複雑化する情報社会では潜在的な倫理面の問題に対応できる研究倫理審査に期待される役割も高まってきている. 本稿では, 倫理審査に関する先行研究を概観したうえで, 現行の倫理審査や倫理審査委員会がかかえる課題について整理した. さらに, 情報社会学分野で近年倫理面での問題が注目された事例を取り上げ, 倫理審査が与える影響について検討した. 最後に, 倫理審査委員会 3000 個問題とも呼ぶべき現状に対して, 2つの観点から解決策を提案する.

キーワード: 倫理審査, 倫理審査委員会, 個人情報, 倫理審査委員会 3000 個問題

Ethics Review in the Information Society and Ethics Committee 3000 Problem

KENJI YOSHIMI^{1,a)}

Received: March 27, 2021, Accepted: September 9, 2021

Abstract: Many universities have introduced ethics review in research in recent years. However, it has been criticized for its formality is stronger than ethical considerations. In addition, members of the committee are usually closed. At the same time, the role expected of ethical review that can address potential ethical issues is also increasing in information society. In this paper, we summarize issues of current ethical review and ethical committee after considering literature on them. Furthermore, we focus on cases in which ethical problems were recently noticed in the field of information society and examine the effect of ethical review. Finally, we propose “the ethics review committee 3000 problems” and two approaches to the problem.

Keywords: ethics review, ethics committee, personal information, ethics committee 3000 problem

1. はじめに

近年, 多くの大学で「人を対象とする研究」に関する倫理規定が策定されており, 医学系分野に限らず, 人文社会科学や工学系分野の研究においても倫理審査の実施が求められるようになってきている. こうした倫理審査の推進は調査対象への倫理的配慮といった面で肯定的にとらえられる一方で, プロセスの煩雑さや実効的な対応という面での

課題も多いものと考えられる.

本研究では, 倫理審査に関する先行研究や近年, 情報社会学の領域で倫理面での問題が注目された事例を通して, 情報社会における倫理審査の積極的な意味を見出すことを目的とする. あわせて, 倫理審査委員会 3000 個問題とも呼ぶべき, 倫理審査の基準が一貫しない現状についても取り上げる. 2章では, 倫理審査に関する先行研究を通して,

¹ 成蹊大学経営学部総合経営学科
Faculty of Business Administration, Seikei University,
Musashino, Tokyo 180-8633, Japan

^{a)} yoshimi@bus.seikei.ac.jp

本稿の内容は第 31 回 SPT・第 82 回 EIP 合同研究発表会における報告内容「情報社会における倫理審査と倫理審査委員会 3000 個問題」, および, 第 18 回情報科学技術フォーラムにおける報告内容「情報社会における倫理審査の課題」を改訂・発展させたものである.

現行の倫理審査や倫理審査委員会がかかえる課題について共有する。3章では、特に情報社会学分野で近年倫理面での問題が注目された事例を取り上げ、倫理審査が与える影響について検討する。4章では、事例を通じた考察を行うとともに、倫理審査委員会 3000 個問題を提起する。5章では現状で考えられる対応策を示し、最後に6章で本研究の結論を示す。

2. 先行研究

2.1 倫理規定の歴史的経緯

「人を対象とする研究」に関する倫理規定は元々医学系の分野から発展しており、その源流は1964年6月にWORLD MEDICAL ASSOCIATION (世界医師会) で採択された人間を対象とする医学研究の倫理的原則「ヘルシンキ宣言^{*1}」に遡ることができる。これはナチスの人体実験の反省をふまえたものであり、研究倫理委員会(倫理審査委員会)の存在にも言及されている。その後、日本では「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」を一本化するかたちで2014年12月に文部科学省および厚生労働省から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」[1]が告示されている。当該の指針はあくまで医学系を対象としたものであるが、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」[2]では、「心理学、社会学、教育学等の人文・社会科学分野のみに係る研究や、工学分野等の研究のうち、国民の健康の保持増進に資する知識を得ること、患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としないものは、この指針の対象でないが、研究対象者から取得した情報を用いる等、その内容に応じて、適正な実施を図る上でこの指針は参考となり得る」(下線部著者強調)として、医学系以外の分野にも応用可能であることが示唆されている^{*2}。

こうした医学系分野における倫理指針の存在は非医学系の分野にも少なからず影響を与えていることが予想されるが、出口(2011)は社会科学や工学といった非医学系の分野における「人を対象とする研究」に関する倫理規定は関西の私大から典拠が曖昧なまま広がったものであることを指摘している[4]。一方、田代(2014)は、「日本における人を対象とする研究の規制は、主に2000年以降に、医学系研究に対する行政指導に基づく指針策定というかたちで進んできた」という見解を示しつつ、心理学や文化人類学といった分野の一部の学会では先んじて倫理綱領の策定や研究倫理委員会の設立等がなされていたことに言及している[5]。

2.2 非医学系研究の倫理審査の現状

渡邊(2018)は私立大学連盟に加入する122大学を対象として、非医学系研究の倫理審査の現状について調査を行い、「大半の大学については、関連規程の整備状況や自己点検・評価報告書の内容などから、非医学系研究の倫理審査を行っていることまでは確認できても、倫理委員会の運用規準や審査体制といった審査の枠組みのほか、これまで行われた審査の内容や審査結果を確認することはできない状況にあった」と結論付けている。さらに、倫理審査委員会は存在しているものの、「まだまだ内輪だけの審査会という色合いが強く、倫理審査の透明性を担保するための取り組みまでは進んでいないようである」とし、「それは極端に言えば、たとえ倫理委員会で承認された研究であっても、当該研究が確かな科学性や高い倫理性を備えたものであるのか保証されないことにも等しい。そのような状況で、研究対象者やその家族の人権や福祉の確保はどれほど実現されるであろうか」と現状の倫理審査および倫理審査委員会の在り方に警鐘を鳴らしている[3]。同様の懸念について出口(2011)も、「一方ではザル的なアリバイ証明としての倫理審査を産み出し、他方では研究や開発を事前審査する組織による検閲という構造を引き起こします」と指摘する[4]。

2.3 問題意識

これまで概観してきたとおり、特に非医学系分野の倫理規定については、何らかの統一的なガイドラインが存在したわけではなく、医学系分野の倫理指針と歩調を合わせるかたちで自然発生的に広がったものと推察される。そうした背景が影響しているかは分からないが、現状の倫理審査は内輪での非公開の審査にとどまっており、倫理面への配慮よりもアリバイ証明としての側面が強くなっているとの批判がなされている。

他方で、高度に学際性が強まっている情報社会では、しばしば研究における倫理面での問題が生じている。以下では、倫理面での問題が注目された事例を通して、倫理審査の在り方について検討する。

3. 倫理面での問題が注目された事例

3.1 pixivの成人向け小説を分析対象とした事例

本件は2017年度人工知能学会全国大会で発表された論文が猥褻な表現を特定するためにpixivの成人向け小説を分析対象とし、実名ではないものの固有のIDや作者名を特定可能としたことから批判を浴びた事例である。

当該論文の研究概要は以下のとおりである^{*3}。ただし、

*1 「ヘルシンキ宣言」(日本医師会) (<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>) (accessed 2021-03-26)

*2 この点は渡邊(2018)でも指摘されている[3]。

*3 当該論文はすでに非公開とされていることから、概要については「【追記あり】「モラルを疑う」pixiv上のR-18小説を“晒し上げ”立命館大学の論文が炎上 今後の対応は」(BuzzFeed News) (<https://www.buzzfeed.com/jp/harunayamazaki/jsai2017-r18>) (accessed 2021-03-26) より引用した。

当該論文そのものについては、一連の騒動を受けて例外的に学会のホームページでは非公開とされている。

Web上に投稿される情報の中には青少年にとって有害な情報、特に猥褻な意味を持つ言葉は直接記述されず暗喩により表現されることが多い。本研究の目的は暗喩を用いて表現されている有害な文に対してフィルタリングを行うことである。提案手法では有害表現が含まれる文をドメインごとに機械学習し有害表現の分類器を作り、有害表現をフィルタリングする。提案手法の有用性を評価する実験を R-18 指定の小説を使い行った。

本件では、成人向け小説を「有害表現」としている点や作者名を特定できるかたちで論文中に明示した点等が批判の主な要因となっていた。BuzzFeed News による記事では、批判のポイントを以下の3点に整理している。

1. 固有の URL と作者名を明記し、個人と作品を特定可能にしていること
2. 本来、18 歳以上でないと閲覧できない（ゾーニングされている）小説を「有害表現」として恣意的に取り上げ、不特定多数の目に触れる形で公開していること
3. 作者に無断で研究データとして使用していること（学術的引用として認められるのか）

このうち、1 の論点については、研究の検証可能性を示すという観点では必ずしも否定されるものではない。さらに、3 の論点は当時の著作権法 47 条の 7 における「情報解析のための複製^{*4}」に該当することが予想されるため、作者に無断で研究データとして使用すること自体は許容される可能性が高いと考えられる。そのため、問題になるのは 2 の論点となる。ライター、リサーチャの松谷創一郎氏は「Yahoo!ニュース 個人」の記事において当該の研究対象が参与観察と文献調査の中間のようなところに位置づけられるとし、「pixiv という場であることが、文化的なフィルタリングの機能をしている」ことを指摘している^{*5}。さらに、日本社会学会の学会誌『社会学評論』の投稿ガイドラインに反している可能性について言及している^{*6}。メディア文

^{*4}（情報解析のための複製等）旧著作権法第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。なお、2018 年 5 月の著作権法改正により、旧著作権法第四十七条の七は新著作権法三十条の四（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）に整理・統合され 2019 年 1 月より施行されている。

^{*5}「立命館大学の研究者による「pixiv 論文」の論点とは——“晒し上げ” 批判はどれほど妥当なのか」（Yahoo!ニュース 個人）（<https://news.yahoo.co.jp/byline/soichiro matsutani/20170527-00071377/>）（accessed 2021-03-26）より引用した。

化を研究対象としている社会学の学会誌において早くから本件のような問題を想定しているガイドラインの項目が存在していることは興味深い点である。

(1) 作成者の意思の尊重

インターネット上に存在する電子情報は万人の閲覧に開かれてはいるが、調査が回答者の協力を必要とするのと同様に、作成者が拒否する場合に論文で使用することはできない。「無断引用不可」「無断転載不可」の意思表示があるウェブサイトや、加入手続きが必要となるインターネット上のコミュニティでのやりとりを論文で使用する場合は、使用許可を得た旨を明記するなどの注意が必要となることに留意する。

ただし、当該論文の著者らが所属する大学の「『人を対象とする研究倫理審査』に関するチェックシート^{*7}」には、「研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があるものですか?」といった設問があり、該当する場合には当該研究は研究倫理審査の対象になることが明記されている^{*8}。しかしながら、当該の論文はすでに非公開とされているため検証はできないものの、大学で公表されている審査結果において著者らの研究計画は確認できていない。

3.2 大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験の事例

本件は、独立行政法人情報通信研究機構（以下、NICT）が 2014 年 4 月から予定していた大阪駅ビルにおけるカメラ 92 台を用いた顔認証追跡実験がプライバシー等の観点から批判を招き、計画の延期・変更を余儀なくされた事例である^{*9}。最終的に、計画は半年以上延期され、一般利用者を対象外として、同意を得たエキストラのみに対して実験は行われることとなった^{*10}。NICT では利用者からの批判を受けて、「映像センサー使用大規模実証実験検討委員会」を設置し、問題についての検討を行っている。当該委員会の報告書では、総論として以下のようにまとめている [6]。

本実証実験は原則として、民法及び独立行政法人等個人

^{*6}『社会学評論スタイルガイド』（日本社会学会）（<https://jss-sociology.org/bulletin/guide/>）（accessed 2021-03-26）当該のスタイルガイドは 2018 年 8 月に第 3 版に改訂されているが、当時の第 2 版から作成者の意思の尊重については明記されている。

^{*7}「人を対象とする研究倫理」（立命館大学）（<http://www.ritsumei.ac.jp/research/approach/ethics/mankind/>）（accessed 2021-03-26）

^{*8}ただし、2018 年 5 月に更新されているため、調査時に同様の記載があったかについては定かではない。本稿の投稿時は 2019 年 4 月に更新されたものが最新版となっている。

^{*9}「通行人撮影はプライバシー侵害か…揺れる大阪駅ビル「ハイテク実験」避難計画や防犯に期待の一方、批判も」（産経 WEST）（<https://www.sankei.com/west/news/140306/wst1403060016-n1.html>）（accessed 2021-03-26）

^{*10}「大阪駅ビルで通行人撮影実験…同意得たエキストラのみ対象に今月から」（産経 WEST）（<https://www.sankei.com/west/news/141107/wst1411070065-n1.html>）（accessed 2021-03-26）

情報保護法には違反しないと結論を得たところであるが、他方、本実証実験が、マスコミや市民団体に批判されたうえ、「個人情報やプライバシー保護との関係など慎重に検討する」ことを求める地元市議会の決議にまで至ったことも、また事実である。この事実を照らせば、NICTは、本実証実験のプライバシー影響評価を結果として誤ったとの批判や、機構法に基づき設立された公的団体としての説明責任を果たしていない、との批判を免れないであろう。したがって、NICTは、本実証実験を実施するに際しては、説明責任を尽くすとともに、実験の意義に対する理解を得たり、一般市民に与える不安感を軽減したりするため必要な措置を講じる必要がある。

この総論については、2点留意すべき事項がある。1点目は当該委員会の結論として、法律的な違反はないことが明言されており、むしろ法的な制約ではないプライバシーへの影響が問題視されていることである。2点目は、「機構法に基づき設立された公的団体としての説明責任」が理由とされていることであり、調査の実施主体が異なる場合には許容される可能性があるとも読み取ることができる。

村松ほか(2017)では、こうした先行事例の課題をふまえて、大阪大学吹田キャンパスで実施する40台のカメラを用いた「映像解析技術を用いた行動解析に関する実証的研究」に関して、大阪大学産業科学研究所研究倫理委員会の承認を得ていることを明記している[7]。これは法的な制約ではないプライバシーへの影響に対して、事前に倫理審査が介入できる余地があることを示す事例と考えられる^{*11}。

3.3 Facebookによる感情伝染実験の事例

本件は、Facebookが約70万人のユーザのニュースフィードを操作し、ニュースフィードの内容がユーザの投稿に影響を与えるか実験した結果を公表[8]したところ、物議を醸した事例である。具体的には、特定のユーザのニュースフィードに対して、ポジティブな言葉を含む投稿とネガティブな言葉を含む投稿をそれぞれ意図的に減らして表示し、その影響について調べている。結果では、ネガティブな投稿を減らしたサンプルではポジティブな内容の投稿が増えており、逆に、ポジティブな投稿を減らしたサンプルではネガティブな内容の投稿が増えている。

上記のとおり、SNS上でのコミュニケーションを通じた感情の伝染を実証した本研究は大きな話題性を獲得したものの、ユーザに事前の告知なくアルゴリズムの操作を行った点については大きな批判を招いた。たとえば、「電子プライバシー情報センター(EPIC)」は「欺瞞的な行為」であるとして米連邦取引委員会(FTC)に処分を求める申し

立てを行っている。最終的に、論文の著者でFacebook社のデータサイエンティストであるアダム・クレイマー氏は謝罪に追い込まれている^{*12}。

なお、Facebookでは2010年にもアメリカの中間選挙の投票日にアルゴリズムの操作をともなった感情伝染実験を実施しており、「今日は投票日」という特別メッセージをニュースフィードに掲載することによって、投票率を押し上げる効果^{*13}があったことを実証している[9]。

両実験は民間企業が行ったものであり、「Data Use Policy(データの使用に関するポリシー)」の条項においてユーザからの同意を得ている^{*14}ため、倫理審査の問題とは関係ないようにも思われる。しかしながら、感情伝染実験の事例では「この論文のPNASへの掲載に当たって編集を担当したプリンストン大学心理学教授のスーザン・フィスク氏はThe Atlanticのインタビューで、法規制はないとはいえ、倫理的に心理学の実験では事前に被験者に通知するべきではないかと疑問を呈している^{*15}」として、倫理面での問題があったことを指摘している。また、共著者の2人が所属していた大学は「2人はデータ収集にもユーザの生データにも関与していないとし、その役割は調査結果の分析と論文の執筆に限定されていた」と述べている。学内審査委員会としては、これが治験への直接的な関与には当たらず、同大学の治験保護プログラムによる審査対象ではない、と結論づけた^{*16}とする見解を示しており、場合によっては大学の審査対象となる可能性があったことが示唆されている。

3.4 考察

これまで3つの事例から、情報社会における研究倫理の問題を概観した。pixivの成人向け小説を分析対象とした事例では、「情報解析のための複製」が当時の著作権法上認められていたとしても、研究者が情報を取得するコミュニティについて十分に理解し、作成者の意思の尊重等の配慮をする必要性が教訓として得られている。同時に、大学における「人を対象とする研究倫理審査」を受けていた場合に、「研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があるものですか?」という設問から研究計画を修正できる余地が残され

^{*12} 「Facebook, 無断で行った情動感染実験について謝罪・釈明」(ITmedia NEWS)(<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1406/30/news044.html>) (accessed 2021-03-26)

^{*13} こうした投票行動への影響力行使はデジタルゲリマンダとして問題視されている[10]。

^{*14} Facebook社は実験内容が条項の範囲内だと主張している。ただし、実験前に当該条項に「調査(research)」の項目がなかった疑いも指摘されている。

^{*15} 「Facebook, ユーザー約70万人のニュースフィードを操作した実験結果論文を発表」(ITmedia NEWS)(<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1406/29/news007.html>) (accessed 2021-03-26)

^{*16} 「フェイスブックはアルゴリズムを操作して選挙結果も動かせるのか」(HUFFPOST)(<https://www.huffingtonpost.jp/kazuhiro-taira/facebook.b.5562503.html>) (accessed 2021-03-26)

^{*11} ただし、本文中では研究倫理委員会からの指摘を受けて修正を行っていることは示されているものの、具体的にどのような指摘があり、どのような修正をしたのかについては具体的に説明されていない。

ていたことも示されている。

大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験の事例では、特に個人情報に関連したデータの取得に際しては、個人情報保護法に抵触しないかたちであったとしても、プライバシーに十分に配慮しなければ利用者からの反発を招いてしまうことが示されている。カメラを用いた同様の実験を行っている大阪大学のケースでは、研究倫理委員会による審査が事前に行われており、こうした事前審査によってリスクを低減することが期待できる。

Facebook による感情伝染実験の事例では、民間企業が同意を得ていても倫理面での問題は提起されうること、企業との共同研究において大学の倫理審査の対象となりうることを示されている。

いずれの事例においても、適切に倫理審査が行われていた場合に、問題の早期発見や研究計画の修正につながっていた可能性がある。センサや監視カメラ、オンラインコミュニティ等、情報の取得手段が多様化し、AI に代表される先端技術によって情報提供者が想定していなかったような高度な分析が行われている状況下では、倫理審査に期待される役割は高まっていくことが予想される。実際に、AI の倫理に関しては、国内国外問わずさまざまな主体が規定や指針を提起している [11]。

しかしながら、医学系や心理学系の分野と異なり、いまだに多くの情報系の学会では倫理審査が義務付けられてはいない。本章で概観したような問題事例が注目を浴びた後でも、倫理審査を拡大していくような機運が高まっているとは言い難い。他方で、NICT では、大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験後に「パーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会」を設置し、研究計画段階でプライバシーリスクの評価・助言を得られるようにしている^{*17}。Facebook 社でも、独立したコンテンツ監視委員会を設置し、社の方針に対する監督を求めている^{*18}。

このように企業や独立行政法人において、倫理に関する自主的な取り組みが広がっているなかで、情報系分野での倫理審査が拡大しない背景として、先行研究でも指摘されているように非医学系の分野における「人を対象とする研究」に関する倫理規定は典拠が曖昧なまま広がったものであることが考えられる。そのため、無計画に倫理審査を義務付けたとしても実効的に機能しない可能性が高い。

4. 倫理審査委員会の課題

4.1 倫理審査委員会の課題に関する論点整理

前章で検討したように、情報社会における先駆的な事例

^{*17} 「委託研究におけるパーソナルデータの取り扱いについて」(国立研究開発法人情報通信研究機構) (https://www2.nict.go.jp/commission/B5Gsokushin/B5G_youshiki/r02/jimu/B5G_r02_pd_manual.pdf) (accessed 2021-07-01)

^{*18} 「監督委員会」(<https://www.oversightboard.com/>) (accessed 2021-07-01)

においても、倫理審査の存在が抑止力になりうることを示されている。しかしながら、倫理審査委員会がかかえる問題も少なくない。以下では、現行の倫理審査委員会の課題について整理し、非医学系分野、特に情報系分野において倫理審査を一般化した場合に想定される課題について検討する。

(1) 倫理審査委員会の委員構成

倫理審査委員会では、一般的に当該大学の教員が務めることが多い。前述の渡邊 (2018) は、「倫理委員会が社会に開かれたものであるためには、専門家でない一般市民の感覚も重要となるが、研究対象者の立場を代弁するような一般の立場の委員 (非専門委員) も総体的に少なく、委員総数の 7% (6 人) にとどまるという状況であった。さらには一般の立場の委員の多くは、自施設の職員の中から選任される傾向があり、自施設と利害関係を有しない外部委員という観点で見ると、わずか 1 名が該当するのみであった」としており [3]、委員構成の偏りが実効的な倫理審査委員会の運営を妨げる可能性を指摘している。

もちろん、専門家でない一般の立場の委員を倫理審査委員会に加えることは容易ではないが、情報系分野に関してはむしろ学内の教員を中心に運営されている倫理審査委員会において、学部等の構成による研究領域の偏りが喫緊の課題となることが考えられる。たとえば、法学部や工学部がない大学では、3 章であげたような事例を検討するための委員を確保すること自体が困難となる。複数の学問領域に関わる学際的な研究や先端技術を用いた先進的な研究が増えるほど、適切な委員の確保の問題が深刻になることが容易に想像できる。

(2) 倫理審査委員会の検討範囲

出口 (2011) は各分野における倫理的基準が「学問領域の歴史的経緯を持った逸脱の歴史と、その反省に基づいた議論があり一律ではない」ことから、統一的な基準を策定することの困難さを指摘している [4]。その一例として、医学領域では fMRI を実験で用いる際に事故を保障する保険の導入が前提条件となっている一方で、工学系等の非医学領域における実験ではそうした前提が共有されておらず倫理審査がかえって「非倫理的」となっている事例を紹介している。3 章の事例の検討では倫理審査が抑止力となる可能性について言及しているが、委員の構成を含めて適切な倫理審査が行われない場合に、倫理的に問題がある研究に「お墨付き」を与えてしまう危険性についても留意する必要がある。逆に、他分野における倫理的基準によって当該分野の本来の使命が阻害されてしまうような事態が生ずる可能性もある^{*19}。

(3) 倫理審査の強制性

医学分野では学会発表や論文投稿において、倫理審査委

^{*19} 一例として、初期の水俣病の問題のような社会的に不都合な真実を明らかにするというようなテーマがあげられている [4]。

員会の承認を条件としている学会が少なくないが、非医学系の分野ではまだまだそうした慣行が一般化しているとは言い難い。仮にこうした非医学系の分野にまで倫理審査を強制した場合には、膨大な倫理審査の案件を処理しきれず、著しく研究が滞ってしまうことが予想される。さらに、膨大な案件の効率的な処理を優先するあまり、本来審査されるべき案件がこぼれ落ちてしまったり、適切ではない基準によって審査されたりしてしまうことも懸念される。倫理審査を強制する場合には、適切な基準や運用を含めて考えないと、質の低い審査結果を量産してしまうことになりかねない。

実際に、米国では日本と同様に研究機関ごとの倫理審査が行われてきたが、審査対象が拡大することにより、「ほとんど研究対象者にリスクのない研究の審査に、貴重な審査リソースが浪費されるようになってしまっている」との指摘がなされ、その見直しが図られている [5]。

4.2 倫理審査委員会 3000 個問題

このように倫理審査委員会の現状に対してはさまざまな課題が指摘されているが、江花・甲畑 (2016) は根本的な問題としてその数の多さをあげ、「日本の臨床研究に特徴的な背景として、倫理審査委員会の数が多すぎる点にある。その結果、各施設の審査のばらつきが大きく、多施設共同研究の際に求められる統一した見解を得ることが困難になっている。具体的には施設間での研究支援体制や審査の質の格差等があり、結果として施設間のトラブルへ発展することもある。全国でおよそ 2500–3000 程度と考えられ、人口比換算では米国の 2 倍、英国の 30 倍以上と考えられる。多施設共同研究を進めるためには、全体としての底上げが必須であると考えられる。しかし、現在あるすべての倫理審査委員会を均等にレベルアップさせることは不可能である。倫理審査委員会の集約化と質の向上は同時並行で行うことが求められる [ママ] としている [12]。

医学系分野においては先述の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」[1] が告示されているだけでなく、「研究倫理審査委員会報告システム」への登録や「倫理審査委員会認定制度」といった審査の質のばらつきへの対策が行われてきている [3]。

他方で、非医学系分野においては統合指針が示されていないだけでなく、審査の質のばらつきを統合する動きすら出ていないのが現状である。現在は情報系分野を含む非医学系分野において倫理審査が積極的に行われているとは言い難い状況であるため倫理審査委員会のばらつきは深刻な問題として顕在化していないが、非医学系分野でも倫理審査が一般化され、その適用範囲が拡大された場合には医学系分野と同様のトラブルにつながる事が考えられる。

つまり、現状では最大 3000 ものばらつきのある倫理審査委員会が存在する「倫理審査委員会 3000 個問題」ともい

うべき問題が存在しているということになる。これは地方公共団体がそれぞれ異なる条例を定めることから、約 2000 近くの規定が異なる個人情報条例が存在している「個人情報保護法制 2000 個問題」に類似した構図となっている。西郡・湯浅 (2017) は「個人情報保護法制 2000 個問題」について、①個人情報の定義が各自治体の解釈基準によって揃っていないこと、②個人情報保護条例を制定しない地方公共団体が存在する場合にはそこに適用すべき法令が存在しないことを指摘している [13]。これを本稿で検討してきた倫理審査委員会の問題にあてはめると、①倫理審査の基準が審査を行う倫理審査委員会ごとに揃っていない、②倫理審査委員会のメンバに専門性を有する人が存在しない場合にその分野の適用すべき倫理的配慮が見過ごされてしまう懸念がある、と解釈できる。

もちろん、「個人情報保護法制 2000 個問題」と「倫理審査委員会 3000 個問題」を同列に扱うことができるかについては慎重な議論が必要となる。しかしながら、個人情報保護法の令和 3 年改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 50 条および第 51 条による改正）において「個人情報保護法制 2000 個問題」に関して、「国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用」*20 することが決定されたように、ばらつきのある規定を統一するという観点からは、個々の条例による対応を断念した「個人情報保護法制 2000 個問題」の前例は大いに参考になる。

言い換えれば、非医学系分野にも倫理審査の適用を拡大するにあたっては、「倫理審査委員会 3000 個問題」に代表される本章でも取り上げた現行の課題への対応を事前に検討することが重要となる。次章では、「倫理審査委員会 3000 個問題」への対応として 2 つのアプローチを提示する。

5. 倫理審査委員会 3000 個問題への対応

5.1 都道府県単位での倫理審査委員会の設置

「倫理審査委員会 3000 個問題」の解決に向けてのアプローチとして、1 つ考えられるのが都道府県単位での倫理審査委員会の設置である。これは中央管理体制の下で地域ごとに委員会を集約している英国のモデルを参考にしたものである。英国では、地域ベースで設置されている NHS（国民保健サービス）傘下の倫理審査委員会（NHS REC）と大学等の高等教育機関ベースで設置されている非 NHS の倫理審査委員会（Non-NHS REC）のハイブリット型で構成されている [14]。このうち前者の NHS REC はかつて全国

*20 「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和 3 年個人情報保護法改正関係）」（個人情報保護委員会）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf）（accessed 2021-07-01）

に200以上あったものの、現在は地域ごとに90弱にまで集約されている。加えて、英国研究倫理サービス (NRES) が直接管理することで、質の維持や標準化、審査機関の短縮、審査への「一般市民」の参画^{*21}等が達成されている [15]。

こうした英国のモデルを日本にあてはめた場合には、研究分野ごとに倫理審査の基準（遺伝子治療、臨床研究、疫学研究、ES細胞研究、幹細胞臨床研究、特定胚研究等についてはそれぞれ指針が存在）を策定し、都道府県単位で設置した倫理審査委員会がチェックを行うことが想定される。その利点として、①各大学で設置する場合に比べて大学の学部学科構成に審査の質が影響されないこと、②専門家以外の一般市民の登用が比較的容易であり市民感覚的なものが導入しやすいことがあげられる。4.1節でも言及したように、大学で設置されている倫理審査委員会では、一般的に当該大学の教員が委員を務めることが多く、当該大学の学部学科構成がばらつきにつながる懸念された。他方で、都道府県ごとの設置の際には、委員の選定について大学の枠を越えてより柔軟に対応することが可能になる。遠隔ツールを用いれば地理的な制約についてもある程度クリアすることができるため、専門家・非専門家を問わず委員の候補者を幅広くとらえることができる。結果として、委員構成の制約による審査の基準や質のばらつきが低減することが期待される。

ただし、非専門家委員の増加が質のばらつきにつながりかねないことも同時に注意する必要がある。本研究が参考にして英国の NHS REC ではメンバを広く募集するとともに必要なスキルを明示したうえで定期的なトレーニングやサポートが行われている^{*22}。非専門家委員の登用を行う場合には、日本でも同様の取り組みが不可欠となるだろう。

一方で、都道府県単位での倫理審査委員会の主管をする機関の負担が増大することは明確なデメリットとして存在する。特に、大学が集中する地域では処理が今まで以上に滞ることが懸念される。都道府県によってはさらに地域を細分化すること等も考えられるが、膨大な量の倫理審査を効率的に処理できるかという課題は残る。また、審査に関わる費用負担をどのように配分すべきかも考えるべき課題となる。実効的に制度を維持するためには倫理審査の有料化を検討することも必要となるが、倫理審査の拡大に逆行する動きになるかもしれない。さらに、英国でも Non-NHS

REC においては機関ごとの審査のばらつきや質の問題が存在することが指摘されている [16], [17]。NHS REC では集約化に成功している英国においても、Non-NHS REC の集約化が一筋縄ではいかない状況をふまえると、都道府県単位の倫理審査委員会設置の実現に向けてのハードルは高い。

5.2 学会単位での倫理審査委員会の設置

もう1つ考えられるアプローチは学会単位での倫理審査委員会の設置である。学会ごと（もしくは複数の学会合同）で倫理審査の基準を策定し、学会単位で設置した倫理審査委員会がチェックを行うことで質のばらつきに対応することが期待できる。学会単位となることから、当該研究分野の専門家を集めることが容易であり、新しい研究倫理上の課題等について共有するきっかけとなること等の波及効果も考えられる。学会誌のオープンアクセス化が進むなかで学会に所属する新たなメリットとしてもとらえられるかもしれない。なお、一部の分野では学会の乱立が指摘されている実態があるため、学会による審査のばらつきが新たに提起される懸念もある。そうした観点からは、日本学術会議の分野別委員会のような上部組織が当該研究分野におけるガイドラインを整備する必要が出てくるかもしれない。

学会単位での倫理審査委員会の設置に近い先例として、「コンピュータセキュリティシンポジウム」における研究倫理相談窓口があげられる。「コンピュータセキュリティシンポジウム」では2018年から研究倫理委員会が設置され、研究倫理相談窓口が開設されている^{*23}。こうした先行事例は学会が主導する研究倫理の可能性を示唆するものである。ただし、当該の窓口では「相談を受けた研究や実験について倫理面でのアドバイスをしますが、その倫理的妥当性についてお墨付きを与えるものではありません。最終的な研究実施内容、実施・とりやめの判断は、研究を実施する研究者自身が責任をもって行ってください」と但し書きがあるように、あくまでアドバイスにとどまっているのが現状である。

加えて、学会を中心とした倫理審査を行う場合には、研究内容が事前に把握されてしまうという懸念や学会の権力関係が審査に影響するという懸念等、新たに生じることが予想される問題に対応することが求められる。あわせて、審査に関わる費用負担の配分はここでも問題になるだろう。査読のように学会員の有志によって維持する仕組みも考えることはできるが、現行の査読システムや学会運営が一部の構成員の負担によって成り立っていることを考えるとあまり現実的とはいえない。

^{*21} 保健研究機構 (HRA) のサイトでは最大15人の委員のうち3分の1を一般市民が占めることが示されている。“Research Ethics Committees overview” (HRA) (<https://www.hra.nhs.uk/about-us/committees-and-services/res-and-recs/research-ethics-committees-overview/>) (accessed 2021-03-26)

^{*22} 保健研究機構 (HRA) のサイトでは REC のメンバになるための具体的な説明が示されている。“Become a REC member” (HRA) (<https://www.hra.nhs.uk/about-us/committees-and-services/res-and-recs/become-rec-member/>) (accessed 2021-07-01)

^{*23} 「研究倫理相談窓口」(コンピュータセキュリティシンポジウム2018) (<https://www.iwsec.org/css/2018/ethics.html>) (accessed 2021-03-26)

6. おわりに

これまで検討してきたように、非医学系分野、特に情報系分野における倫理審査の拡大に対して、既存の体制を大きく変更することは容易ではない。そのため、「コンピュータセキュリティシンポジウム」における研究倫理相談窓口のような学会の自主的な取り組みをまずは拡大させていくことが現実的な解としては考えられる。

しかしながら、情報系分野における学際性の高まりや新しい技術がもたらす社会的な影響力の大きさから、3章で取り上げたような研究倫理の問題はますます深刻になっていくことが予想される。そうした事態に対応するためには、現段階から情報社会における倫理審査の在り方と倫理審査委員会のばらつきの問題について根本的に考え直す必要がある。

医学系分野が被験者や社会に対する影響力の大きさから倫理審査の整備を行ってきた過程をふまえれば、情報系分野においても同様の倫理的な措置を要請される将来は遠くならず訪れるだろう。そうした意味では、「倫理審査委員会3000個問題」を医学系分野と非医学系分野に分けて論じること自体が見直されるべきかもしれない。実際に、工科大学において倫理審査を積極的に活用している先行研究では、倫理審査を医学系分野と非医学系分野に分けて論じることへの疑問が呈されている[18]。むしろ、情報系分野においては、典拠が曖昧なまま広がった倫理規定について、今一度積極的な意味づけを行うべきではないだろうか。本稿がそうした将来像を考える一助となれば幸いである。

謝辞 本研究の着想にあたってはKDDI総合研究所加藤尚徳氏に重要なお示唆をいただいた。新潟大学須川賢洋先生には「コンピュータセキュリティシンポジウム」における研究倫理相談窓口についての情報提供をいただいた。また、査読者からは貴重なご指摘とご意見をいただいた。各位に深く感謝申し上げます。

参考文献

- [1] 文部科学省・厚生労働省：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (2014).
- [2] 文部科学省・厚生労働省：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス (2015).
- [3] 渡邊卓也：非医学系研究の倫理審査に関する情報公開，対人援助学研究，Vol.7, pp.37–43 (2018).
- [4] 出口 弘：人を対象とする研究の倫理指針の諸問題，社会・経済システム，Vol.32, pp.14–20 (2011).
- [5] 田代志門：研究規制政策のなかの社会調査—「研究者の自治」から「行政指導」へ？，社会と調査，Vol.12, pp.5–12 (2014).
- [6] 映像センサー使用大規模実証実験検討委員会：調査報告書 (2014).
- [7] 村松大吾，横原 靖，八木康史：実環境下における映像に基づく人物行動解析技術実現に向けて—大阪大学における人物映像データ取得の取組み，電子情報通信学会基

- 礎・境界ソサイエティ，Vol.11, No.2, pp.93–99 (2017).
- [8] Kramer, A.D.I., Guillory, J.E. and Hancock, J.T.: Experimental evidence of massive-scale emotional contagion through social networks, *Proc. National Academy of Sciences*, Vol.111, No.29, pp.8788–8790 (2014).
- [9] Bond, R.M., Fariss, C.J., Jones, J.J., Kramer, A.D.I., Marlow, C., Settle, J.E. and Fowler, J.H.: A 61-million-person experiment in social influence and political mobilization, *Nature*, No.489, pp.295–298 (2012).
- [10] 湯浅塾道：デジタルゲリマンダの法規制の可能性，情報処理，Vol.58, No.12, pp.1070–1074 (2017).
- [11] 新保史生：AI原則は機能するか？非拘束的原則から普遍的原則への道筋，情報通信政策研究，Vol.3, No.2, pp.53–70 (2020).
- [12] 江花有亮，甲畑宏子：米国における独立系IRBと学術施設IRBの比較—平成27年度日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「治験活性化に資するGCPの運用等に関する研究」分担 倫理審査受委託システム導入における課題とその克服，pp.4–7 (2016).
- [13] 西郡裕子，湯浅塾道：個人情報保護条例の分析—要配慮情報の収集制限項目の地理的観点を中心に，情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP), Vol.2017-EIP-75, No.1, pp.1–8 (2017).
- [14] Addepalli, T., Dr. Sreedhar Tirunagari, and Mujeebuddin, C.S.: Independent Ethics Committee/Institutional Review Board, *International Journal of Pharmaceutical Sciences Review and Research*, Vol.63, No.2, pp.12–18 (2020).
- [15] 武藤香織，高嶋佳代，山下紀子：英国における倫理審査の集約化・標準化の動向，平成27年度日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「治験活性化に資するGCPの運用等に関する研究」分担 倫理審査受委託システム導入における課題とその克服，pp.8–11 (2016).
- [16] Vadeboncoeur, C., Townsend, N., Foster, C. and Sheehan, M.: Variation in university research ethics review: Reflections following an inter-university study in England, *Research Ethics*, Vol.12, No.4, pp.217–233 (2016).
- [17] Sleeboom-Faulkner, M., Simpson, B., Burgos-Martinez, and E., McMurray, J.: The formalization of social-science research ethics How did we get there?, *HAU: Journal of Ethnographic Theory*, Vol.7, No.1, pp.71–79 (2017).
- [18] Koepsell, D., Brinkman, WP. and Pont, S.: Human Research Ethics Committees in Technical Universities, *Journal of Empirical Research on Human Research Ethics*, Vol.9, No.3, pp.67–73 (2014).



吉見 憲二 (正会員)

2012年早稲田大学大学院国際情報通信研究科博士後期課程修了，博士(国際情報通信学)。佛教大学社会学部現代社会学科講師，准教授を経て，2020年より成蹊大学経営学部総合経営学科准教授。経営情報学，情報社会学の研

究・教育に従事。